

平成 25 年 3 月 8 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長

保育所及び認可外保育施設における事故防止について

保育所及び認可外保育施設における事故防止については、かねてより「児童福祉施設における事故防止について」（昭和 46 年 7 月 31 日児発第 418 号厚生省児童家庭局長通知）及び、「保育所及び認可外保育施設における事故の報告について」（平成 22 年 1 月 19 日雇児保発 0119 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）により、事故防止の徹底と当課への報告を求めているところであり、平成 24 年には 18 件の死亡事故が当課に報告されている。この件数は、平成 22 年以降増加する傾向にある。

保育所等において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、上記の通知に基づき、保育所から市町村（特別区を含む。以下同じ。）への報告、認可外保育施設から都道府県への報告がなされているところであるが、上記の状況を踏まえ、事故の状況を的確に把握し、効果的な事故防止対策を実施するために、事故発生時の保育所等からの報告が速やかに行われるよう一層の指導をお願いする。

また、保育所において死亡事故等の重篤な事故が発生した場合には、保育の実施者である市町村において、再発防止のための必要な検証が行われるよう、管内市町村への周知を図りたい。